

4 保育の必要量の区分について

保育標準時間認定(標準) … 父・母ともに月120時間以上就労等を常態とする場合。1日に最大11時間まで利用可
保育短時間認定(短) … 父・母のうち、ひとりが月64～120時間未満の就労等を常態とする場合。1日に最大8時間まで利用可

各保護者	保育を必要とする理由の番号		保護者2				ひとり親	
	保育を必要とする理由	1, 4, 7		2, 5	3	6, 9		
		120時間以上	120時間未満	妊娠・出産 災害復旧	疾病・障がい	求職活動 育児休業		
保護者1	1, 4, 7	就労・就学 介護・看護	標準	短	標準	※標準/短	短	標準
	2, 5	妊娠・出産、災害復旧	標準	短	—	※標準/短	短	標準
	3	疾病・障がい	※標準/短	短	※標準/短	※標準/短	短	※標準/短
	6, 9	求職活動、育児休業	短	短	短	短	短	短

※【標準/短】は、保護者が【標準時間認定】・【短時間認定】どちらでも選択できます。

【保育標準時間認定の特例基準】

月96時間以上120時間未満の就労(就学)であっても下記の基準に該当する場合、申請に基づいて認定します。

- ・保護者の状況が下表の①～④の条件に当てはまる場合に認定することができます。
- ・就労の場合は、就労証明書で証明された勤務内容を確認後、認定します。
- ・就学の場合は、カリキュラムなど客観的に受講時間等が証明できる書類を確認後、認定します。



項番	保護者の就労状況 【月あたり就労(就学)96時間～120時間未満の場合】	状況の証明と確認の方法	確認内容
①	1日の就労(就学)時間が8時間以上となる勤務(受講)形態が常態化している場合 ※常態化とは、1ヶ月に8日以上勤務(受講)とする	就労証明書の就労時間と就労日数 受講時間や日数が証明できる書類	始業時刻～終業時刻≧8時間 かつ就労又は就学日数≧8日
②	1日の就労(就学)時間で、始業9時以前又は終業16時以降の勤務(受講)形態が常態化している場合 ※常態化とは、1ヶ月に8日以上勤務(受講)とする	就労証明書の就労時間と就労日数 受講時間や日数が証明できる書類	始業開始または終業の時刻 かつ就労又は就学日数≧8日
③	不特定の勤務地、限定された交通手段、きょうだいが別々の施設を利用しているなど特例基準を希望する場合	就労証明書の就労時間、合理的な通勤方法や通勤時間が客観的に証明できる書類	常態化している通勤方法や通勤時間、就業の開始終了の時刻など
④	利用施設を起点に、常勤する勤務(通学)地の地域が認定できる地域に該当する場合 具体的な条件は下の表のとおりです。	就労証明書の勤務地 在学証明書の通学地	勤務(通学)地の住所地

利用施設名(起点)	原則どおり保育短時間を認定する勤務地の地域	保育標準時間を認定する勤務地の地域
柳生こども園	奈良市全域、天理市、山添村、木津川市、笠置町	左記を除く地域(例:生駒市、大和郡山市、精華町)
月ヶ瀬こども園	旧月ヶ瀬村・都祁村、柳生、興東、田原、旧精華各小学校区、天理市、桜井市、宇陀市、山添村、笠置町、南山城村、伊賀市	左記を除く地域(例:左記を除く奈良市地域、天理市、木津川市)
都祁こども園	旧月ヶ瀬村、旧都祁村、柳生、興東、田原、旧精華各小学校区、天理市、桜井市、宇陀市、山添村、名張市	左記を除く地域(例:左記を除く奈良市地域、大和郡山市、木津川市)
上記以外の保育所等	奈良市全域(旧月ヶ瀬村、旧都祁村除く)、大和郡山市、生駒市、天理市、木津川市、精華町	左記を除く地域(例:橿原市、大阪市、京都市)

保育短時間認定しか受けられないのですが、延長して利用することはできますか？



保育短時間認定の設定された時間以上に利用したい場合は、各園で延長保育を実施しているか確認してください。実施している場合は、各園が設定する延長料金を支払うことで利用することができます。ただし、各園の開園時間内に限られます。詳しくは、各園へお問い合わせください。

働き方が変わったので、保育の必要量を変更したいのですができますか？

毎月15日までに教育・保育給付認定変更申請書及び理由証明書・申立書・確認書類を提出して、認定されれば翌月1日から保育の必要量を変更します。なお、過去に遡って保育の必要量を変えることはできませんので、ご注意ください。

